

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 2 0 日 (木 曜 日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 0 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管
事項

議案第 2 0 号 指定管理者の指定について

《付託陳情》

陳情第 2 号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳
情

出席委員 (7 名)

委 員 長	林	一 雄
委 員	林	正一郎
委 員	景 山	岩三郎
委 員	伊 藤	保

副委員長	柴 田 徹 也
委 員	木 内 欽 市
委 員	向 後 悦 世

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (1 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者 (2 5 名)

教 育 長	米 本 弥榮子
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
そ の 他 担 当 員	1 6 名

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 9時58分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会、大変ご苦労さまでございます。

この夏は大変な猛暑続きでございまして、今日も彼岸に入りましたけれども残暑が続いております。本日の審査、蒸し暑いですから、どうか上着を脱いでいただいて結構でございます。

議長に今回付託されました議案は、10号の所管事項と20号の2件と陳情が1件であります。

課長方には、詳しい説明と答弁をお願いをいたしまして、また委員の皆様には、慎重なご審議をいただきますようよろしくお願いいたしまして、簡単ですけれどもあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

座らせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案2件と陳情1件について審査をいただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ですけれどもあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表し、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより文教福祉にかかわりの深い事項につきまして、ご指導、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。感謝と御礼を申し上げます。

本日は、議会より付託されました2議案、議案第10号中の所管事項、議案第20号と陳情第2号についてのご審議をお願いいたすことになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、指定管理者の指定についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらばお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算のご説明をさせていただきます。

まず、予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの中段でございますけれども、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄1の寄附金でございますが20万円、これは手をつなぐ育成会へ活動費として支出をさせていただくものでございます。

それから、その下の同じく、今度は児童福祉総務費の説明欄1の母子福祉事業委託料でございますが、ここへ220万7,000円を計上させていただいております。これは、夫からの虐待等によりまして、どうしても夫から切り離しをし、保護をする、そういう母子を支援施設へ

入所措置させるための委託料でございます。当初予算におきましては、このようなケースでの措置があるかもしれないということで委託料、当面の3か月分に相当するだけの経費を計上してございましたが、今回、実際に措置しなければならないという母子が1組ございましたので、この不足分220万7,000円を追加補正させていただくものでございます。

それから、これらの歳入につきましてご説明をさせていただきますが、9ページをご覧くださいと思います。

まず、13款の国庫支出金110万3,000円でございますが、これは、先ほどの母子の関係での国庫負担分でございます。

それから、14款の県支出金、1項1目民生費県負担金、説明欄1にございますが、母子生活支援施設入所措置費負担金ということで55万1,000円、これは県の負担分でございます。

それから、同じく、今度は10ページをお開きいただきたいんですが、16款寄附金でございますけれども、先ほど、手をつなぐ育成会の方へ20万円を活動費として支出するというお話を申し上げましたが、この寄附金でございますが、2目民生費寄附金におきまして、旭市清和甲にございます株式会社エステート・プロデュース様からご寄附をいただきまして、この20万円全額を手をつなぐ育成会の方へ支出をさせていただくという内容のものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、補正予算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項3目の説明欄1ですけれども、乳幼児医療扶助費についてご説明させていただきます。これにつきましては、10月より、県の制度改正に合わせまして市の要綱も改正いたしまして、それを補正するものでございます。219万3,000円でございますけれども、これにかかわる歳入でございますけれども、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページの県支出金14款2項3目の衛生費県補助金ですけれども、説明欄の1で、これは県費補助が2分の1でございますので、歳出で組みました219万3,000円の2分の1、109万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育費のうち庶務課所管の補正予算等について補足説明をさせていただきます。

補正予算書16ページをお開きいただきたいと思います。

10款 1 項 2 目事務局費の説明欄 1 番、教育総務費総務事務費でございますけれども、89万8,000円の追加補正につきましては、産休代替の臨時職員 1 名の賃金を予定するところでございます。

続きまして、17ページでございますけれども、2 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番、小学校大規模改造事業3,054万5,000円の追加は、共和小と豊畑小の屋内運動場の改修事業でございます。共和小につきましては、既に地震補強工事について契約済みでございますけれども、その後、内壁及び外壁の改修をしようということで、それと併せて照明設備を昇降式に変えたいということで、1,000万円の追加をお願いするものでございます。なお、豊畑小につきましては、地震補強に加えまして、外壁の改修と照明設備を昇降式にするために2,000万円、それに伴う管理委託料として54万5,000円の追加でございます。

続きまして、18ページでございますけれども、3 項 1 目学校管理費の説明欄 1 番、中学校施設管理費203万3,000円の追加は、海上中学校の用地の芝生養生のための維持管理委託費でございます。

続きまして、説明欄 2 番、中学校施設改修事業300万円の追加は、第一中学校と西側で隣接する用排水路の柵渠の布設替えの経費とインターフォンの交換に要する工事を行うものでございます。それと、説明欄 3 番、第二中学校改築事業280万円の追加は、第二中学校の学校敷地と隣接する南側の土地の取得をするために調査、測量等を行うものでございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の10ページをご覧くださいと思います。

中ほどの県支出金の教育費委託金の説明欄の 1 でございますけれども、小学校英語活動等国際理解活動推進事業費委託金としまして106万8,000円を計上させていただきました。これは、県より昨年度末に、国からの委託事業としてお話があり、本年度から 2 か年、県からの委託事業として実施するものでありまして、その県からの委託金を計上したものでござい

す。

次に、その下の寄附金でございますけれども、教育費寄附金の欄の説明の１でございますけれども、教育総務費寄附金につきましては、旭市川口の鈴木好雄氏、この方は故鈴木正道議員のご遺族でございます。この方より、学校教育関係に役立てていただきたいと50万円のご寄附をいただいたものであります。また、その下の中学校費寄附金でございますけれども、旭市口の伊藤實氏より、旭第二中学校の楽器購入に使っていただきたいと120万円のご寄附をいただいたものであります。

続きまして、資料の16ページをご覧くださいと思います。

下の欄の教育費、説明欄の２の基金積立金でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました鈴木好雄氏からの寄附金を、その意向に沿い育英基金として積み立てさせていただくものであります。

続きまして、17ページをご覧ください。

10の教育費２の教育振興費でございますが、この右側の説明の１の小学校英語活動等国際理解活動推進事業は、先ほど申し上げましたように、県からの委託事業を実施し、その歳出内容を示したものでございます。

18ページをご覧くださいと思います。

10の教育費、２の教育振興費でございますが、説明欄の１でございます。中学校教材備品等購入事業の教育用備品費は、先ほども申し上げましたように、伊藤實氏からの寄附金をその意向に沿い、旭第二中学校の楽器購入に充て、それを計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ないようですので、担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

何かございますでしょうか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 10ページの災害復旧費県補助金、これは県の補助率が80%となっておりますけれども、この部分をもう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。ひとつよろしくをお願いします。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

（「建設経済」の声あり）

- 委員（向後悦世） すみません。じゃ、これは所管している部分が違うので取り下げます。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

木内委員。

- 委員（木内欽市） 順序がいろいろですみませんが、ちょうど今、10ページを見ていたんですが、寄附金の中学校費寄附金、伊藤實さんは、滝郷にいた校長先生、こんな名前だったのでその方かな。ちょっとそこを教えてください。

それと、あと13ページの民生費の母子福祉事業の夫からの虐待で支援施設とありますけれども、この施設というのはどこの施設なんでしょうか。お願いします。

- 委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 木内委員のご質問にお答えさせていただきます。

伊藤實氏でございますが、やはり教員ではありましたが、最後、海上中学校でやめられたということで、滝郷小学校にいられた校長先生は、同姓同名ではあるんですけども違う方でございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、母子の生活支援をするための入所施設ということでございますが、これは県外の施設へ母子ともに、民間の施設になりますが、そこへ入所をし、保護をしております。

以上です。

- 委員長（林 一雄） ほかに。

向後委員。

- 委員（向後悦世） じゃ、13ページの民生費のところの母子福祉事業の委託料について、母子生活支援入所措置委託料、これは夫からの暴力から何か妻を守るためというような説明がありましたけれども、この件、何件くらいあったか、もうちょっと具体的に話をしていたいただければありがたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 夫からの暴力によっていろいろと相談をされるケースというのは、社会福祉課の方でもございます。しかしながら、今回のように、どうしても生命の危機等も含めまして夫から離れた方がいいと、そういうケースに至ったのは今回が初めてでございます。1件です。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 補正予算で202万7,000円がかかっていますが、これ実際に1件しかなかったということなのですが、結構予算的にはこういう額が必要なんではないでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、今、施設へ入所措置をしている状況を申し上げますと、今、母親と子ども3人、4名が入所をしておりますが、ここでは、だいたい^{ひとつき}一月35万円前後の措置費が全体でかかります。それで、ただ住居を提供している、そういうことだけではございませんで、あくまでも、今後その親子が自立をしていくためのいろんな訓練等もこの中でやっていかなければなりませんし、その前に、心理療法等いろいろ専門家のアドバイスを受けながら精神的な部分からの立ち直り、そういうような部分も必要でございますので、どうしても35万円ぐらいの生活費が必要になってきてしまうということでございます。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か夫婦間でもトラブルがあったら大変お金がかかるのはよく分かりました。旭市でも財政厳しいというような話も再三伺いますので、またそういうトラブルがなるべくないように皆さんで頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 保険年金課の方から、ちょっと補足説明を申し上げさせていただきます。

本来、総務委員会という予算の中で13ページにございます電子計算費の件なんですけれども、中身につきましては、平成20年度4月から施行されます後期高齢者医療制度の関係でございますので、補足説明させていただきます。

この内容でございますけれども、平成20年度からの後期高齢者医療制度が始まるわけなんですけれども、それに伴いましてシステム改修がぜひ必要になると。平成20年度から始まる

後期高齢者医療制度でございますけれども、市町村で今、老人保健特別会計というのをやっておりますけれども、それが、県下56市町村が全部入ります広域連合で実施されると。その関係で、いろいろ電算関係の改修が必要になるということで、今回ここに組ませていただいたわけなんですけれども、その中身といたしましては、平成20年度から広域連合が始まるわけなんですけれども、新たな市町村事務としては保険料の徴収等が必要になります。そのためのシステムの開発。あと75歳以上の被保険者の資格管理。保険料、これは広域連合の方で賦課するんですけれども、保険料の賦課決定を行うための必要な情報。また、広域連合等に提供するシステム等が多岐にわたります。そういうのを、例えばいろいろ関連する部門では、収納滞納システム、あるいは国保の賦課システム、あと年金から保険料を徴収するというところで介護保険のシステム等も当然連動してきます。その辺の関係で、ここでございます今回の金額でございますけれども、1億6,135万3,000円、この全額が後期高齢者の関係ではございませんけれども、その中で含まれておりますものとしましては、今回1億5,587万5,000円が後期高齢者医療システムの方の関係の金額となっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 二・三点、ちょっと。

今の説明、分かりました。だけど、私は、補正前の額と結局補正額の方が多いなと、その点もはっきりとまだ分からなかったのかなという疑問が1点あります。

それはやむを得ないのかなと思いますが、それと民生費の中で、手をつなぐ育成会とはそれはどういった、20万円もらって20万円寄附したということでございますが、どこにあるのかなと。管轄は社会福祉課でしょうけれども、何人くらい、この手をつなぐ育成会というのがあるのかなということが1点でございます。

それと、14ページの衛生費ですが、母子保健費の中で乳幼児医療費助成事業の中で、これ219万3,000円でございますが、これは何歳から何という補足説明はなかったから、これをひとつお願いしたいということでございます。

あとは、浪川課長に教育費の方でちょっと二・三点聞きたいのですが、3,000万円ほどの予算がございまして、設計監理委託料ということで、工事請負費が3,000万円で、委託料が54万5,000円ですか。これが共和小と豊畑と屋内運動場の改修だということでございましたが、どうしてこの時点で急遽設計変更になったのか、工事変更になったのかという理由です。これをお聞かせ願いたいと。あまりにも設計変更なり工事変更が金額が多過ぎるということ

で、最初からどうして分からなかったのかなと。早くいえば、改修工事というのは、昔の言葉でいえばくすぐり普請と言って、意外にやってみたらこうしたいああしたいというお金のかかるのが改修工事でございますので、理解はしておりますが、一応その点を、設計時点で設計料まで払ってやっているのに、どうして設計委託料をまた再度払わなければならないのか。この点は、ちょっと民間では考えられない状況でございますので、この点も再度明快な答弁をお願いしたいなと思います。

それと、18ページでございますが、学校管理費の中で、海上中学校の芝の管理費が203万3,000円と、これはどこに。芝生の維持費、これ年間なのか。毎年これは延々と続くのか、業者はどこなんだと。それで、指名競争でやったのか、それとも、この時点ですから、今一般競争と言っていますが、恐らく指名じゃないだろうと。見積もりでも、監査の方では250万円以上は2名以上の合見積もりが必要ということで規定されておりますので、これは何名の業者を指名して、この203万3,000円の予算をとったのかと、こういうことでございますので、補正が700万円とってありますので、この説明もお願いをしたいと。

私の方は、ゆうべ考えてきた質問は以上でございますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、手をつなぐ育成会の方の関係でございますが、これは、今、鎌数の工業団地の手前に市の福祉作業所がございます。その作業所の運営も、指定管理者で手をつなぐ育成会の方をお願いしているわけですが、その団体につきましては、もともと旭市の障害者の方々の保護者をもって組織をしておりますが、実際のところ、人数につきましては、手元に正確な人数はございませんけれども、40名ほどいらっしゃったと記憶をしております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 40名ということで、20万円寄附して、その収支報告書というものはとってあるのかどうかということ、その点も併せて答弁願います。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際のところ、指定管理者の関係の部分につきましては、当然のごとく、その運営費に対します実績報告をちょうだいしておりますが、この寄附金の部分

につきましては、総会等で私ども招待を受けますので、その中で総会の収支報告、それらを全体的に認識をさせていただくというような形になります。

○委員長（林 一雄） ほかに説明の課は。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 失礼しました。

それでは、林委員の電子計算費の件でございますけれども、当初の予算額に比べまして今回の補正額があまりにも大きいということへの答弁でございますけれども、当初、厚生労働省より今回後期高齢者医療制度の始まる中で、電算の方、どこまで改修していけばいいかという情報量が非常に少なかったというのが大きな理由でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 大変失礼いたしました。

これは通院に要する医療費助成でございまして、3歳未満から4歳未満に引き上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、共和小と豊畑小の屋内運動場の工事費でございますけれども、共和小につきましては、3月12日に既に契約をしてあるところでございまして、これは地震の補強についてのみ事業をする予定でございましたけれども、先ほど林委員ご指摘のとおり、やってみたら中の壁が相当穴があいていて、せっかく補強をしてもどうも使い勝手が悪いということと、屋体の照明が昇降式でございませぬので、今後電球等を取り替える時にその都度結構な支出が必要になるということから、この際、照明の部分も昇降式にしようということで、併せて1,000万円の補正をお願いしたいということでございます。

それと、豊畑小の屋内運動場でございますけれども、これも当初1,000万円の予算がございまして、実は債務負担を設定していただいております。これも当初、耐震だけの予定で考えていたんですけれども、契約をしようとする間にやはり外壁も相当ひびが入っているし、先ほどの共和と同じように照明器具も昇降式でないということから、この際、その辺も工事をしていこうということになりまして、やろうとしたんですけれども、債務負担の設定が1,000万円でございますのでとても契約はできないということで、今回補正をお願いして、予算的な裏付けができた時点で契約をしたいという考えで、それに併せて管理費の54万

5,000円、現在ある中にこれだけのプラス、約2.7%程度になるんですかね。それを見込んで
いるところでございます。

それと、海上中学校の芝の養生でございますけれども、海上中学校、運動場側は機械等も
入れまして、十分職員でも芝生の養生ができるんですけれども、校舎側の部分約1万平方メ
ートルが芝生になっておりますけれども、その部分はなかなか機械も入れないということ
で、かといって職員なり生徒が芝生の草取りをやるとかということもなかなか難しいとい
うことから、せめて1年や2年ぐらいはこういった養生をしておけば、あとは業者に頼らな
いで生徒が十分できるのかなということで、一・二年程度の計画を今持っております。業
者につきましては今後検討をしていくと。先ほど林委員ご指摘のとおり、財務規則にのっ
とて業者の方を決定していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員、よろしいでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、まだ契約の段階には入っていないということですか。

管理者は指名はしてあるの。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 豊畑の屋内運動場につきましては、まだ業者も決めてござい
ません。

これから規則にのっとして、入札なりという話になると思います。

以上でございます。

（「芝生は」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） 芝生も全然まだ業者は決定してございません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと同じような、あれですか、芝生を今度は1年したら生徒ら
が草取りとかをやるということですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） はい。現在運動場の側については、ちょっと芝が早かった
もので、

もう十分生徒なり、あるいはP T Aの皆さんにご支援をいただいているところで、十分できております。したがって、校舎側はちょっと遅れたもので、まだびっしり生えていないもので、その辺ちょっと機械も入りづらいということから、業者に少し養生をお願いして、その後はもちろん生徒なりP T Aの皆さんで十分管理をしていただけるということで、お願いしていこうかなということを考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 日本一の芝生の面積を持つこの芝生、日数があまりかかって授業時間に影響が出ておもうと思いますけれども、どのぐらいを予定しているんですか。何日ぐらいで終わるんですか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 時間的には、私もちょっと聞いておりませんが、とにかく回数、P T Aで約3回程度、それと生徒についてはその倍程度はやっていただくということで、とにかく草が無くなるまで取ってもらうということで考えております。一列に並んでやればそんなに時間はかからないでできるのかなという気はしておりますけれども、それで、どうしてもできないということになれば、また他のことを考えなければなりませんけれども、当座はそういったことで自らが管理をしてくださいというお話はしてございますので、そのように努力をしていただきたいと考えております。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 除草剤とかは使う予定はなくて、全部手で取るんですか、管理は。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 除草剤もいいものがございますが、芝には大丈夫だけれども草だけ枯れるとか、スギナが枯れるとかというものもありますので、そういったものも当然に考えていかなければなりませんけれども、なかなか子どもらに除草剤をとということも難しいので、P T Aの役員の皆さんとかP T Aの皆さんがやっていただける時には、そういったことも考えながらやっていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） 教育振興費の方ですけれども、120万円寄附をしていただいたということで、楽器購入ということで第二中学校、これありますけれども、なぜ第二中学校だけだったのかなという疑問があるので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

今の伊藤實氏からの寄附について、なぜ旭二中かということですが、伊藤實氏につきましては、これまで市内のやはり小・中学校の方に何度か寄附をされておりまして、平成15年度に中央小学校と豊畑小学校、それから昨年度は飯岡小学校、それから今年度につきましては、伊藤實氏の方から、子どもたちのつながりとの関係だと思っておりますけれども、第二中学校の方で吹奏楽が非常に盛んに行われているんですけれども、その部活動の方での楽器がかなり傷んでいて新たに購入したいというような、そういうお話が伊藤實氏の方に入ったということで、そういうことでご寄附をいただいたとそのように聞いております。

- 委員長（林 一雄） 伊藤委員。

- 委員（伊藤 保） はい、分かりました。

- 委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

柴田委員。

- 委員（柴田徹也） 10ページの三川小がモデル校になったということで、小学校英語活動等国際理解活動事業費委託金、難しいんですけれども、これはどんな内容なんですか。ちょっと説明願いますか。

- 委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、ご説明申し上げます。

これは、先ほどもちょっと補足説明で申し上げましたが、大もとは文部科学省からの委託事業でございまして、この事業の方のねらいを申し上げますと、いわゆる英語活動を中心とした国際理解活動の指導方法の確立というようなことで、今、新指導要領の策定等も行っているんですけれども、小学校にも英語が導入されるという流れに今なっておりますが、そういう中でALTや地域の人材等を活用した中で教職員の英語力、指導力の向上、そして当然のことながら子どもたちの英語力の向上を図ると、そういうようなもので行われる事業でござい

ざいます。

なお、三川小学校につきましては、これまでも学校としまして英語活動等に力を入れていて、三川小学校の方でぜひこの事業に参加したいということで、三川小学校ということになっております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） それで、この予算はどんなふうな使われ方をするのでしょうか。

○委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 具体的に申し上げますと、この指導に当たる指導員がおりますが、実際には三川小学校の五・六年生に週1時間英語の指導をしてもらうということになります。その方のいわゆる報酬金というのでしょうか、謝金等が一つ。それから、あとはこの講師の方がさらに研さんを積んでいただくための研修費的なもの。それから、実際に子どもたちの指導に当たっての児童の指導用のテキスト、参考書。それから、これらについて、いろいろ教材にかかわる費用、消耗品等、そういうものに主に使う予定でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員は所用がございますので退席させていただきますので、よろしくお願いします。

（木内委員退室）

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、指定管理者の指定ということで、議案第20号につきましてご説明をさせていただきます。

補足説明と議案質疑でのご説明を申し上げましたが、不十分な部分があったので、改めましてこれらの内容につきましてご説明をさせていただきます。

保育所の指定管理者制度の活用につきましては、行政改革アクションプランでその制度の活用が効果的、効率的な施設の一つとして保育所を明確化しているところを背景に取り組ん

できたものでございます。

この指定管理者制度を導入することによりまして、行政コストの低減により効率的な行政運営に結び付けるということは、これは当然のことでございますが、民間のノウハウを生かしていただいて、保護者の保育ニーズへ柔軟に対応した特別保育等のサービス提供が展開できるということと併せまして、熱意と意欲のある、そういう民間の法人が保育行政に参入してくださるということは、既存の保育所にも刺激が生まれまして、その結果、市全体の保育の質が高まっていくものと期待をしているところでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、条例の規定にのっとりまして、指定を希望する法人の募集を公募によって行いました。公募期間につきましては、19年6月1日から7月2日まででございました。その結果、学校法人旭鈴木学園、この1法人から応募がございましたので、市民代表2名とそれから学識経験者1名、それと市職員6名によります候補者選定委員会を組織し、提出を受けました事業計画書、それから収支予算書、法人の経営内容、それらの書類審査のほかには事業主とのヒアリング、そしてまたこの事業に対するプレゼンテーション等を行うなど、総合的に審査を行いました。その結果、旭鈴木学園が指定管理者の候補者として適当であるということが認められましたので、今議会で議決をいただいた後に指定をしていくものでございます。

コスト削減の方の関係で、議案質疑の際に、明確な削減できる金額ということで数値を申し上げられませんでした。この数値につきましては、手元に持っていることは間違いございません。議決をいただいた後でございますが、今度、候補者と指定管理料そのものの交渉を進めていくということになります。今、私どもの方で試算をしている数値そのものが、工事等に例えて申し上げるならば工事請負契約の設計額に相当する、そういう部分となります。委託料の予定価格をその試算数値によって今後幾らにするのかということをはじき出して、それで交渉に当たるわけですが、その基準額となる関係で、どれだけ削減できますという部分を直接申し上げられませんでした。すなわち、この削減額そのものが委託料をより少なくするための、現状の中ではこれから交渉ということでございますので、オープンにさせるべきではないというようなことで、その数値の発表は控えさせていただいたところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 干潟保育所は、今、園児はどのくらいいるのか。それと、保育所は何名いるのか。パートは何名か。干潟保育所が今現在の費用はどのくらいかかっているのか。

それと、今コスト削減でございますが、どのくらいの削減がおおむねできるのかと。かえって指定管理者の委託料の方が高くなったということになってきたら、これは問題ありますから。あえて高いのに指定管理者に持っていくということは、何か裏取引があるんじゃないかと疑惑を抱かれたって、これはなかなか払拭することは難しいと私はと思いますが、今あなたは答弁できないと言っておりましたが、議会で答弁できなきゃどこで答弁するの。そんなつまらないこと言うから、私、質問したくなかったんだよ、今。答弁してください。

- 委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず園児の数につきましては、今、110名前後で毎月動いております。それから、保育士でございますが、所長とそれからそのほかに保育士が8名、それと調理師が1名、それとパートが5名、合計しますと15名です。

それから、行政コストの関係でございますが、これも実際に、今、保育所の運営費が18年度決算で申し上げますと8,612万円かかっております。それで、この8,612万円を上回るということはもちろんございません。今、試算をしてある数値で申し上げますと、本会議の時に申し上げたんですが、1,000万円を境に100万円の単位でおさまるのか、1,000万円の部分へ上乘せできるのか、その辺、これからの交渉の中で削減額というものを明確にしていきたいということでございます。

それから、先ほど人数のところ、私ちょっとうっかりしておりまして、調理員にパートが1名ございますので、臨時の部分では保育士5名、調理員1名、合計16名ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） それで、一番これは基本で大事なことなんですが、現在、公立で干潟保育所が運営しているわけですね。これは公ですね。それを保育園児の父兄に了解をもらって、こういうふうに民間委託しますよということを、110名の皆さんに公から民間に委託しますよということは100%了解をいただいて、こういったアクションプランの指定管理者の方に事業を進めてきたのかと、その点もちょっとお聞かせ願いたい。一番の問題は、それは

コスト削減よりも、やはりこれは保護者ということに大きなウエートがあるんじゃないかと思いますが、その点は落ち度のないように行政側で進めたと思いますが、その点の答弁が無いのでお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、林委員がおっしゃられましたように、保護者の方々にまずご理解をいただくということは、これは委員おっしゃられるとおりでございます。それで、当初、この保育所の指定管理につきましては、19年度から実施をすると、そういう予定でアクションプランの中では打ち出しているところでございます。それが20年ということで、1年延びたと、その1年延びた経過が、まさしくその保護者の皆さんからの理解を得るために1年期間を必要としたということでございます。

それで、保護者会等に何度も説明に出まして、それで保護者の皆様方の意向というものは、最初は、確かに公立が安心できていいんだということで、保護者の皆さんは今までどおり公立が運営するとそういう方法を望んでおりましたが、それを二度、三度と説明会を重ねる中でそういう部分をご理解いただいたんですが、その中で、じゃ、何が一番問題になるのか、その辺を保護者の皆様、お一人お一人からきちっとアンケートをちょうだいして、そういうようなものも本当に民間委託に持っていけるのかどうなのか、その辺もつかむためにアンケートもやらせていただきました。お願いをする法人にすべて譲渡してしまうんじゃなくて、あくまでも管理主体は市の中で、あとサービスの問題でどうなのかというような部分に多くの問題が寄せられました。それで、その中でも一番保護者の方がお願いしたいというような部分で寄せられました課題が、休日に保育をやっていただきたいというような要望をお受けしております。それで、今までは土曜日の半日は、これは休日保育ということで実施をしておりましたけれども、土曜日はそれじゃ1日保育をやりますと。ただし、今後、日曜日というような部分はまた民間の事業者の方との調整もございますので、当面はそこまではいきませんが、土曜日だけは1日保育を実施すると。それから、あと特別保育、いろいろやっておりますが、延長保育もそうですし、そういうような部分で決してサービスの質を落とすというようなことは絶対あってはならないというようなことで、私どもの方も今のサービスをきちっと維持しながら、よりその特別保育、そういうような部分で保護者の皆さんの意向に対して対応できるように保育内容も検討した中での今回の指定管理者によるご理解をちょうだいしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私は、在田課長の答弁を聞いていると、しつこく何回もやったということになってくると、やはりそこには無理があったなというふうに感じ取れたわけです。そういった中で、やはり誰が考えたって民間よりも公の方がいいに決まっているの。公から民間に委託するということは、これは大変なことなの。皆さんだって、大学行ったりどこ行ったりしてですよ。国立の方がいいに決まっているわけ。

これと、もう1点は、保育士の所長以下8名と調理師とパートと計16名と、この人たちの行き先はどうなっているんだろうと。これらの問題もちょっと考えてもらいたいと。どうなっているのか、答弁願いたいと思います。

それと、私、干潟方面に知人とか親戚も多いから、いろんな意見を聞いた中で、やはり無理があったということを聞いているんです。それで、保育所というのは、多くなれば多くなるほど、特別保育のサービスというものはやはり損なわれるわけ。そういったものを何で乗り越えて、無理にこういったことに持っていったのかということが、やはり大きな問題になっているわけ。私にいろいろと言ってくる人がいるの、向こうの人で。だから、その点もちょっと併せて答弁願えればありがたいと。

16名のこの人員の行き先はどうなんだと。この点も併せてご答弁を願いたい。

以上です。

○委員長（林 一雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

先ほどの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず指定管理者そのものに当初から無理があったの

ではないかというようなご意見、ご質問がございましたが、指定管理者制度そのものを推進していく中では、やはり今後厳しい財政事情の中で行政コストをいかに抑えながら効率的な行政運営を展開していくかというその大きな流れの中で、旭市におきましても、アクションプランを作成し、そのアクションプランの中で保育所についても、確かに民間も同じ保育事業を展開しておりますので、民間にできることは極力その民間にやってもらった方がいいんじゃないかというようなそういう流れも一方ございます。かと申し上げましても、そのすべてが民間でそれらがカバーできるのかというような部分で、なかなかそうはいきませんので、少しでも保育行政に対する行政コストと、それから行政コストを削減していく中でも保育サービスを今以上に展開できる、そういうような方法が指定管理者による民間委託であろうということで取り組んできたものでございまして、その辺につきましては、今後どういうふう to これらをまた拡大していくのか。そしてまた、民間委託をやった結果、市で今までと同じように管理をしていった方がいいというような結果になるのか。その辺は、今後、今回の民間委託を十分見きわめた中で決定をさせていただきたいと思います。

それから、保育士をはじめとします職員の行き先ということでございますが、あくまでも保育士、それから所長を含めまして正規雇用の職員につきましては、他の保育所へ人事配置の方をしていくということを基本にしております。それで、実際に他の保育所で、今、臨時の保育士が、干潟の5名も含めまして39名いるんですが、そういうような部分で臨時の保育士もなかなか集まりづらいというような状況もございますので、現場の方へ回っていただくと。それから、干潟保育所の臨時の5名でございますが、これにつきましては、事業主の方に、極力そういう臨時で保育に当たっている保育士は正規採用を継続してやってもらえないかということをお願いをしております。そういう部分でも、今度は法人の正規の職員になるわけでございますので、雇用というような部分でも少しは条件的に改善できるのかなという感じでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 説明はおおむね了解しましたが、パートがあと旭市の全保育所で39名いると。その中に今度、所長さん入れて8名ということで、調理師1名と。現在、運営がそれだけでできるのにもかかわらず、それだけの人が余っちゃうじゃないですか、入れたら。その8名の保育士をどこの保育所へ配置するのか、人事異動するのかと。それで、そういった8名の人間の保育士さんをどこの保育所へやった、何名異動と、それでそういったローテーシ

ョンが全部でき上がっているのかということです。無駄に8名の人間をやるということはこれは大変なことじゃないかなと。そういったことも考えてこの指定管理者を実行したのかなと。その点も併せてお願いをしたいと。

- 委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 確かに委員おっしゃられますように、その経費の部分にこれはなりますが、臨時で対応できているものが今度は正規の職員が回っていくということになりますと、短期的に見ますと、その部分におきましては、確かに人件費、正規とパートと比べればこれは歴然としたものがございますので、経費的には、ほかの14保育所へ回したそれらの人件費というものについては高くなるわけですが、実際にそれを長期的に見ていった中で、それらの保育士に対して、できる限り延長保育ですとか、そういう部分的な保育サービスに当たる部分については、これは正規職員をそこへ全部充てていくというような、そういう考えはございませんので、パートもうまく効率的に使いながら、それから総体的な保育士の総枠を長期的にどういうふうにやっていくのかということについては、退職者の補充というような面もございますので、それらと長期的にプラスマイナスして効果を出していきたいということでございます。

以上です。

- 委員長（林 一雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） じゃ再度、しつこいようですが、この8名が正規に、所長さん含めて8名いるでしょう。それで、調理師が1名でしょう。それで、現在は干潟保育所まで寄せて14か所でしょう。だから、今14か所、干潟保育所の正規の職員が、パートは別として要するに9名いるわけですね。そうでしょう。8名と調理師が1名で9名で、パートが5名だったか。そうすると、全部で16名と言ったから、5名だから、約11名いるのか、全部で、保育士と両方で、あと所長ぐるみで。10名ですか。そうすると、10名で、これだけの人が、調理師が1名でしょう。そうすると、あと14で、今、14か所の保育所は運営ができていますね、人数が。だから、今あなたが、退職者を計算してやるんだと。じゃ、その退職者はいつごろ何人減るんだということがそこに1点出てくる、問題がね。そうすると、このパート以外の、パートは期限来ればそれでオーケーですね、解雇できますから、11名の人間はどのように異動をしてローテーションを組んだのかということですよ、私が言うのは。ただ、むやみにローテーションは組めないわけですから。人がいない所へ人を送ったって何にも価

値が無いでしょう。だから、そこでローテーションはどのように組んであるのかと。例えば、5時で閉まると、それを6時まで5時半まで延長するとかすれば1人の人が増えても、9時に出勤する人を10時に1時間遅らせて6時までやるとか、そういったローテーションを組んであるのかと私は言っているわけ。そうでないと、この人の人数を、10名の正規の職員の配置のローテーションは組めないと思います。いらない所へ人を送る必要は何の意味も無いわけですから。現在では14か所、全員それで間に合っているわけですから。その点を私は聞いているわけ。お答え願います。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えをいたします。

退職する職員補充という部分では、今年、今2名の新規の保育士を雇用する、そういう予定をお願いをしておりますが、実際に、今、調理員も含めまして6名、退職する人を見込めるといいでしょうか、予定になっておりますので、実際にはその部分へ今の10名の部分が変わり、それから新規のその職員2名が加わりますと、6名が、今、現状の中で15施設に対して14施設になった場合にプラスになっているんじゃないかということでございますけれども、年度末には臨時職員で対応している部分もございますので、そういう臨時職員の再雇用という部分へ当然つながってきますけれども、臨時の職員については、全部が全部再雇用できるわけではございませんので、そういう所へ正規の職員が入り、それで14施設の中の総体の子どもたちの年齢構成、いろんな施設ごとの年齢構成に4月1日現在どうなるのかという中で、例えばA保育所は保育士が何名、それから特別保育等をやっているその関係で、臨時の雇用としてパートが何名必要になるのか、それらを今度、年度末に14保育所の部分へすべて当てはめていくという、そういうことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） おおむね了解しましたが、あと課長、そうしますと、何でならこれだけのモデル事業とあなた、おっしゃったわけです。モデル事業をやるからには、それなりのしっかりとした事業計画というものが必要になってくるわけですので、今現在でそれだけのローテーション、どこの保育所には何名、どこの保育所には何名というそういったあれはまだやっていないと私は思いますが、あなたの答弁から見るとそのようには見受けられませんので、これ4月1日からですから、12月の文教委員会までにはしっかりとローテーションを

組んで発表していただきたいと。また再度質問しますので、その時に明快な答弁をお願いしたいと、そのように思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、委員の方からローテーションというお話がございましたが、これは、4月1日の児童の数によってそれぞれ保育所そのものが大きく変わってきますので、保育所によっては、園児が少なくなれば保育士が当然必要なくなり、多くなった所については当然保育士に多く入ってもらう、そういうような形になりますので、4月1日の園児の数が確定した中で、それぞれの保育所にどういう形で配置をできるのか、その辺を決定していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

（「それと、もう1点だけ」の声あり）

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） これは、教育長にちょっとお聞きしたいんですが、こういった指定管理者をこれからも、あと14、公の保育所があるわけです。こういったことを幾つか、まだまだこれから進めてまいるという考えなのかどうなのか、教育長の所見をお伺いします。

○委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） では、社会福祉課長からもありましたように、これがモデルになるわけですので、この結果によって、その方がいろいろな面で、まず先ほどからの委員のお話にもありましたように、子どものためにこの事業はやるわけですから、子どもや保護者、それが便利であれば進めていくことになるかと思いますけれども、いろいろな面でまた不便な面もあるし、経済的にもあまりメリットが無いとか、そういうようないろいろなことを見きわめて、そして進んでいくべきじゃないかなと思っております。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課長、答弁いりません。

18年度に8,612万円という経費がかかっていますよね。これ、幾らモデル事業といっても、やはり市は経費削減のために管理者制度で進んでいくと思うんですよ。この15名の人が違う保育所へ流れていくわけですよね。その辺を今度はしっかり見きわめて、これがまた経費削減にならないんじゃ、また増えたとなったら大変なことになりますから、その辺をひとつ

肝に銘じてお願いいたします。

- 委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 低コストと何か説明しましたがけれども、どのくらいのコストダウンができるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、公募の期間ですが、1か月というようなお話でしたが、何か公募では鈴木学園のみということでした。公募の仕方に問題があったかないか、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、最近マスコミ等で園児等の事故もちろちら聞かれます。その時の賠償問題などに発展した場合は、市と民間委託した業者、責任問題、また賠償問題、どちらが持つのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） まず公募の部分でございますが、確かに^{ひとつき}一月でございます。それで、19年度から既に指定管理者になるよというようなことで、いろんな所から公募する前にいろいろ問い合わせ等もいただいていたことは事実でございます。それで、私どもも、いざ今度正式に公募をしていく中でもっと参入してくれる、そういう法人がいるだろうということを予定はしていたんですが、実際口をあけてみましたら、1法人からの応募というようなことに結果としてなっております。実際には、いろんな県外の大手のそういう事業所も含めると、7事業所くらいからそれに対する問い合わせ等がありました。しかしながら、結果として1法人だけだったということでございます。

それから、経費の関係でございますが、先ほども申し上げましたが、8,612万円に對しましてこれは下がることは間違いございません。それで、私どもの方の試算が幾らになっているのかと、その金額がそもそも設計額に相当し、それからさらにもっとその額から削減をし、その削減をした額をもって予定價格的なものを作るわけですが、その金額をはっきり幾らになりますということについては、今後の交渉の結果の基本的な数値になってきてまいりますので、大変申し訳ありませんけれども、その削減額につきましてははっきりと数字はこうだということは申し上げられません。

それから、もう一つ、児童の事故の方の関係ですが、実際にそういうリスクをどこまで公設の市の方が負うのか、それから、指定管理者側がどこでそれらの部分を負うのかというよ

うなことでございますが、明らかに保育所そのものの管理、そういうような部分で、指定管理者側にその可否があるということがこれが明確になれば、当然その指定管理者の方へそれらの事故責任ということは求めていくということになりますので、その辺はケース・バイ・ケースになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 公募の関係ですけれども、7事業所から問い合わせがあったと。実際に申し込みは1事業所だったと。この中の事情というか、問い合わせでも、何かこれメリットが無いから撤退したのか。そこら辺、もうちょっと詳しくお聞きしたいと。

それと、コスト削減は、具体的には契約が済んでいないからまだはっきりとは言えないということでしたが、だいたい2割とか3割とか、このくらい目標にということがお示されましたら、大まかな数字で構いませんので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと補償問題ですけれども、やっぱりこれ明らかに指定管理者側の責任であれば指定管理者に持ってもらうと。ただ、明らかでないようないろんな要素を含むような事故等もあるかと思いますので、やっぱりまだまだしっかりと考えると、確立したような状況でないと、何か将来トラブルが起きた場合に困るんじゃないかと思いますが、そこら辺をもう少し具体的に答弁をお願いします。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず、公募によって1事業所から応募があったわけですが、その間、何でほかの事業所は応募しなかったのかということでございますけれども、いろいろ関心を持ってくださる法人がいて、実際にこちらのその仕様書の中で、現に保育所運営をしているというような条件を入れてありますので、法人の中には実際やってみただけでも保育所運営をしていないから、これはもう基準から外れるから、その意向だけでは応募することはできませんというふうにごちらからお断りしたケースもございますし、それから市内の保育所、それから幼稚園、民間でやられている代表の方にも直接お会いしまして、こうすることで、公募によりその募集が始まりますのでよろしくお願いしますというような、そういうご説明をさせていただいたんですが、なかなか保育園を運営している皆様には、今回のこの制度につきましては、関心はあるんだけど手を出すというところまではいっていない、そういうような状況がございます。それから、幼稚園の方が、どちらかといえますと、そういう部分ではやってみたいというような意向を持っていらっしゃったよう

な気がします。それとまた大手の方の、問い合わせがあったその法人につきましては、たまたま時期がこちらと重なっておりまして、他県で複合施設、いろんなコミュニティホールの中に保育所を併設する新たな施設を造った、そういうような所の指定管理者の応募をしていたところが、たまたま自分の所にそれらが認められて、旭市の方でやりたいんだけどちょっと今そこまで手が回らないというようなことでありられた、そういうような法人もございました。その結果、１法人ということになったわけです。

それから、コストの部分でございすけれども、これは先ほどもちょっと申し上げましたが、今現在試算をしているその数値につきましては、何百万円単位の削減数値でございす。それが、今後、交渉の中で1,000万円の位まで削減できればなというようなことで、今私どもの方では考えているところでございすので、はっきり幾らということはちょっと申し上げられません。

それから、確かに園児に対する事故の賠償責任というような部分につきましては、委員おっしゃられるとおりでございすので、今後、実際に協定書を結んでいく中でその辺のはっきり、こういうケースはこうというような部分が明確にできるようなそういう内容で協定を結びたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） だいたい分かりましたので、以上で。説明どうもご苦労さまでした。

○委員長（林 一雄） ほかにございすでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 向後悦世委員が質問したように、不慮の事故の時の協定書というものは、私は重要だと思うんですよ。これらをしっかりと明確に、やはり協定書の中に、条文に入れておかないと、後で大変なことになりますよと私は思いますので、その点は、行政側ですから、あなた方は法の番人ですから、そういったことは欠けるようなことはないと思いますが、その点もしっかりお願いしたいと。ましてモデル事業ということでございすので、その点をしっかりとお願いしたいなと思います。

私の場合には、それを確約できれば、協定書の中にそういった面をしっかりと条文に入れていくということができれば、これは答弁いりませんので、一応そのようにお願いしたいなと、こういうように思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございすでしょうか。

(発言する人なし)

- 委員長(林 一雄) 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長(林 一雄) これより討論を省略し、議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。
-

所管事項の報告

- 委員長(林 一雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管は、随時報告をお願いします。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課から、事故報告をしたいと思います。

場所は、クリーンセンターの職員がリサイクル業者の工場内、これは横芝光町に工場があるんですけれども、そこで起こったものです。

一つは、本年4月13日、クリーンセンターの廃プラスチック運搬車が委託会社工場内で後進中、バックする時に誤って倉庫入り口のシャッターに接触し、シャッターの枠及び基礎部分を破損させたものです。

もう一つは、同月18日、ダンプで廃プラスチックを運送し廃プラスチックをおろす時に、倉庫の窓サッシ及びガラスを破損させたものです。

二つとも、7月9日に示談が成立し、8月10日にお金を支払っております。

なお、運転手については、当然ながら安全運転、安全確認に徹することは大変重要なことです。ので、厳重注意、指導等を行い、再発防止の徹底を図っております。

なお、予算関係ですけれども、当初、賠償金等環境課では持っていないので、予備費から充当しております。先ほど言いましたように、7月に示談が成立し、この分は保険適用となりまして、保険額が雑入として9月に入金されております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに所管で報告事項はないでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがあれば、環境課長にお願いをいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 環境課長にちょっとお願いでございますが、台風後に道路に木の折れた葉っぱとかいろんなもの、残材が相当ありましたので早急に、だいた取り除かれたわけでございますが、台風後はその点もしっかりと見ていただきたいなと。

それと、もう一つは、やはり道路にスナックのママさん方が帰りにごみを道路にどんどん捨てていくと。ちょうど家の方も、カインズのあの道路には相当捨ててあるということでございますので、それと山の道路には、テレビ、冷蔵庫、いろんなものが捨ててございますので、これらもやっぱりしっかりと見ながら。

それと、最近なんでございますが、日の丸マークのトラックが来て、三川辺りか塙辺りか、銚子市の方か、または蛇園地区かどこか分かりませんが、だいたこのところダンプカーが上がっていきますので、その点の環境パトロールを再度強化していただきたいなと、このよ

うに、要望でございますのでお願いをいたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 今、お話しされた部分については、担当課として、横の連携を図りながら十分対処していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

保険年金課以外は退席をしてください。ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 55 分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 6 日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情についての 1 件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、保険年金課より、参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、今回出されました陳情書について、担当課より参考意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度を抜本的に見直せという陳情でございますが、そもそも今回の改革は、

従来の老人保健制度を市町村単位から県単位に広げるための措置でございます。皆様もご存じのとおり、高齢者にかかる医療というのは莫大なものがございます。それを市町村ごとに対応しているよりは都道府県単位で対応していく方が効率的であるという判断から、今回実施されるわけでございます。

陳情書の中で、年額平均7万5,000円の保険料は高いということでございますが、その積算根拠は、老人にかかわる年間医療給付費の1割を被保険者数約1,300万人で割り返したものでございます。しかし、実際に賦課する際には、所得の多い方にはそれなりに所得割を賦課しますし、所得が全く無い方には均等割で最大7割軽減という措置がございます。決して一律ではないものであります。

また、保険料を年金から天引きすることについてでございますけれども、世帯主課税の国民健康保険税と違って、後期高齢者医療制度は個人ごとの賦課になります。高齢人口が増えていく中で、高齢者がおのおの納付手続をされるよりも的確でスムーズに納めていただくためには、やはり介護保険と同様、年金からの天引きに頼らざるを得ないのではないかと考えます。

なお、保険料を滞納されても資格証明書は出さないようにということでございますけれども、後期高齢者医療制度は来年度からのスタートでありまして、したがって、過年度分の保険料というのは発生しないため、少なくともスタートした平成20年度においては、すべての方が1年証ということになります。平成20年度中にどれほどの納付状況になるか分かりませんが、資格証明書の件につきましては、状況がある程度見えてからでもよろしいのではないかと考えます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第2号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。どなたかございませんでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 課長、お聞きしますが、75歳以上のすべての後期高齢者から年額平均7万5,000円の保険料が徴収されることになるといっても、これは所得によって違うと思うんですが、その点、ちょっといかがでしょうか。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） はい、林委員がおっしゃるとおりでございます。

例えば、75歳以上で国民年金しかいただかない方、今満額で9万円ほどでございますけれども、その場合でしたら、ここに書いてありますように、7万5,000円じゃなくて、均等割りで50%、所得割50%という形になりまして、所得割はゼロ、均等割でも、先ほど申し上げましたように7割軽減というのがありますので、約1か月当たり900円ぐらい。だから、年額で1万円ちょっとくらい。ですから、月額900円と、今、介護保険料につきましては基準額で2,950円ですから、それを合わせましても4,000円足らずというような形になります。

ですから、ここに書いてあります1万円なんて、とてもいかない金額でございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ございませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでございました。

委員の方は自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 零時 5分

- 委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

- 委員長（林 一雄） これより討論を省略し、採決を行います。

陳情第2号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者なし）

- 委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(林 一雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 6分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄